

※厚生労働省ホームページに掲載する「輸入食品監視指導結果」及び「違反事例速報（令和元年度～令和8年度）輸入時における輸入食品違反事例」から抜粋

輸入時におけるモニタリング検査の食品衛生法違反事例のうち、国内に流通していた件数及び割合について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
モニタリング検査違反件数	144	146	157	158	139	127	128	59
モニタリング検査違反件数のうち、国内に流通していた件数	16	31	19	22	15	15	25	10
国内に流通していた件数の割合（％）	11.1	21.2	12.1	13.9	10.8	11.8	19.5	16.9

※令和8年度モニタリング検査違反件数は9月29日掲載分まで集計

自治医大病院、職員にメール
自治医大病院、職員にメールは
4月1日と8日に2回、川合
謙介病院長名で「4月・

自治医大付属病院が4
月、病院職員に対し、空床
を防ぐため「One More
Day」字を添頭に、
など患者の入院延長の調
整を求める内容のメールを
送っていたことが2日、病
院への取材で分かった。病
院は「誤解を招く内容だっ
た」としている。一般的に
患者は入院1日ごとに入院
料が発生する。

患者の入院延長要請が

自治医大病院、職員にメール

「誤解招く内容」と弁明

5月病床稼働維持に向けだ
い協力をお願い」と題して
医師や看護師ら約2600
人に送られた。約20人の執
行部の判断だったという。
文面では3月の病床稼働
率が目標を下回ったことを
指摘し、薬価のマイナス改
定による収入減やエネルギー

いて入院患者さんの退院
時期を可能な範囲で調整し
てください」と求めた。
川合病院長は「退院日の
決定は医学的判断を最優先
に患者と家族に寄り添って

価格高騰などの影響によ
る経営環境悪化の可能性に
触れた。新入院患者は入
れの積極的な検討に加え
え「予定入院が少ない時期
は、できるだけ空床をつく
らないよう『One More
Day』を添頭に置

いた。前提が、今回は受け
て不注目のメールの出し方
になった」と説明。病床稼
働率を上げることで医療
資源の有効活用につなが
るとし「病床が空いている
から退院を1日延ばせとい
う趣意ではない」と弁明し
た。

※ 手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和8年10月23日 衆議院内閣委員会 中道 長妻昭 提出資料

日経メディカルと調査 医療費膨張の二因

調査は11月10・19日に
インターネットで実施
し、全国の医師7,011
人が答えた。89%が病院
の勤務医で、診療所の勤
務医(15%)や診療所の
開業医(10%)が少なかった。
過去1年間で患者に必
要性が低い入院をすすめ
た経験があるか尋ねると
「ある」は全体の30%だ
った。「ない」は37%
で、残る23%は「よく
ない」が38%だった。入
院勧進を担当している医
師に比べて40%が不要な
入院をすすめた経験がある
と答えた。
必要診療や集中治療な
ど重症急性期の病状を主
に扱う医師は、あるが以
%を占めた。外科手術は
急性期の医師は40%だ
った。本来は即応した治
療のための病状なので、初
めに用いることも医療膨
張の一面になっている。
不要な入院をすすめた経
験がある医師に経験回数
で理由を聞くと「患者本
人・家族の要望」が49%
で最多だった。「保険利
用率を高める」という病院か

「不要な入院」をさせた理由
(経路がある医師を対象に複数回答、上位5つ)

理由	割合 (%)
患者本人・家族の要望	48
病棟利用率を高めるよう病院から指示	42
病棟利用率を高めるため	38
診療報酬の基準を満たすため	35
病院から指示	32

病棟利用率を高めるよう病院から指示
病棟利用率を高めるため
診療報酬の基準を満たすため
病院から指示
診療報酬の基準を満たすため
自分で判断

出所) 日本経済新聞・日経メディカルオンライン・がんの共同調査

い」この声もまた、
病院経営の改善のために
たまるまじ病床を埋めよ
と云ふの姿勢が定着して
いる様子がうかがえる。
医療経営が専門の伊
藤田中子・慶大教授は「患
者は不安や家族の都合が
ら入院を希望しがたが、
医師も病床を埋めど方が
病院の収入になるという
意識があり「非犯」のよ
うな形で必要性的な押し
入病が生じている」と指
摘する。

手書き部分には長妻昭事務所で加筆

令和8年10月23日 衆議院内閣委員会 中道 長妻昭 提出資料

総務省チャットの内容

① 2025年9月18日

皆様お疲れ様です。明日の放棄隠匿関係の想定共有チャットを立ち上げました

チャットの名前を
放棄隠匿(9/19会見想定準備)
に変更しました

② 2025年9月25日

総審から過去の日本郵便の対応や総務省の指導はまちがっていたとは絶対言ってはならない、と言われたので
すが...

19日の会見でこう言わせているんですよね。。。

ここを改めて問われたときに何と答えるかというのはちょっと厳しい気がします

③ 2025年10月2日

「A社」から開示請求が来ました。
まあ木鼻でやると、対象文書の範囲が広いので特別延長してほとぼりを
覚めさせるのだと思いますよ

そうですね、会食問題の際の開示請求対応は、3か月くらい延長した方がいい
いと現次官から指示がございました...

1、2年くらい時間をかけてもよいかと

確か延長事例(長期のもの)をまとめていたと思います

2025年10月29日

開示請求の際に対象となり得るかなと思えますので一旦口頭でご連絡いたします。※チャットは削除しておきます

(出典)朝日新聞「2026年8月31日第2面」より抜粋
長妻昭事務所で資料およびパネル作成

※ 手書き部分は長妻昭事務所で加筆

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報保有するに当たっては、法令（条、第六十六條第二項第三号及び第四号、第六十九條第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならぬ。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 （略）

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害することにより、国の機関、独立行政法人等、利用目的を本人に明示することにより、地方公共団体又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報取得してはならない。

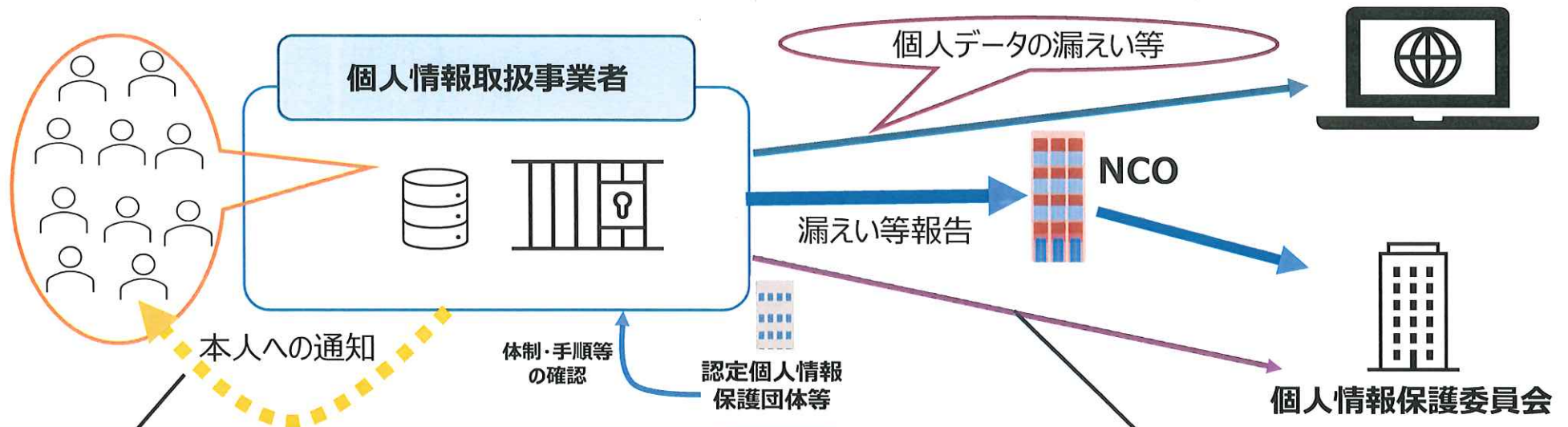
（出典）「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」より抜粋

※ 手書き部分は長妻昭事務所で加筆

第2 4 漏えい等報告・本人通知

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、報告対象事態（規則第7条）が発生した場合には、委員会への報告（法第26条第1項）義務を負うこととなる。報告は、速報及び確報に分けて行うこととされている。
- また、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなる。

- ✓ 個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討すべきではないか。
- ✓ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合があるのではないか。



- 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合^{(*)1}について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとする。
- 行政機関等についても同様の改正を行うこととする。

*1 サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

(出典) 個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法等の一部を改正する法律について」(令和8年8月)

※ 手書き部分は長妻昭事務所で加筆

- サイバー攻撃対処能力強化法に基づく報告義務施行に併せて、共通様式(ランサムウェア等)により報告が行われる場合の窓口を一元化する方向でNCO(国家サイバー統括室)の下で所要の調整を^{(*)2}進める。
- 体制・手続に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、
 - ・ 一定の範囲で速報を免除することを可能とする。
 - ・ 漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち確報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容する。
- 違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態にする。違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととする。

*2 報告基準についても整合性があるものとなるように整理を進める。

※厚生労働省ホームページに掲載する「違反事例速報（令和7～8年度）輸入時における輸入食品違反事例」から抜粋

輸入食品等の食品衛生法違反事例 (2025年度分)										
品 名	条 文	製造者	シッパー	生産国	不適格内容	担当検疫所	原因	措置状況	備考	公表日
生鮮ブルーベリー	第13条第3項		QINGDAO RICHBLUE BERRIES CO.,LTD	中華人民共和国	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(テブコナゾール 0.02 ppm 検出)	成田空港	現地向け製品の誤発送	全量販売済み	モニタリング検査	5月30日
生鮮ツボクサ	第13条第3項		SPS EXPORT INTERNATIONAL (PVT) LTD	スリランカ	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(ヘキサコナゾール 0.03 ppm、ピリダベン 0.04 ppm、プロフェノホス 7.23 ppm、テブコナゾール 0.57 ppm 検出)	成田空港	農薬使用管理不徹底・日本の基準の認識不足	一部販売済み、残余廃棄	モニタリング検査	10月17日
生鮮ドリアン	第13条第3項		DUY PHU AGRICULTURAL PRODUCTS IMPORT EXPORT CO.,LTD	ベトナム	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(プロシミドン 0.05 ppm 検出)	羽田空港	農家にて使用し残留	全量販売済み	モニタリング検査	11月5日
生鮮ツボクサ	第13条第3項		ZEENATH HOLDING PVT LTD	スリランカ	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(プロフェノホス 1.87 ppm、テブコナゾール 0.02 ppm、ヘキサコナゾール 0.02 ppm 検出)	成田空港	農薬使用管理不徹底、事前検査未実施	全量販売済み	モニタリング検査	11月25日
生鮮ブルーベリー	第13条第3項		HEILONGJIANG FRESH FRUIT PIE TRADING CO.,LTD.	中華人民共和国	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(プロシミドン 0.04 ppm 検出)	成田空港	農薬使用管理不徹底	全量販売済み	モニタリング検査	12月19日
生鮮マンゴー	第13条第3項		PERFECTION FRESH AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(プロピコナゾール 0.03 ppm 検出)	成田空港	作業員の人為的ミス	一部販売済み、残余廃棄	モニタリング検査	12月22日
生鮮おくら	第13条第3項		RAISE EXPORT IMPORT CO LTD	バングラデシュ	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(チアクロプリド 0.07 ppm 検出)	成田空港	隣接農場からのドリフト	一部販売済み、残余廃棄	モニタリング検査	1月30日
生鮮オオバコエンドロ	第13条第3項		LE THI TUYEN	ベトナム	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(ベルメリン 7.15 ppm、ジメトモルフ 0.36 ppm、シアゾファミド 0.76 ppm 検出)	中部空港	食品衛生法の認識不足	全量消費済み	モニタリング検査	3月18日

輸入食品等の食品衛生法違反事例 (2026年度分)										
品 名	条 文	製造者	シッパー	生産国	不適格内容	担当検疫所	原因	措置状況	備考	公表日
生鮮ツボクサ	第13条第2項及び第3項		VSM AQUA PORT	インド	成分規格不適合(ジフェノコナゾール 2.25 ppm 検出)、13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(ジメトモルフ 0.83 ppm、メバルロン 0.72 ppm、ヘキサコナゾール 0.04 ppm 及びメタミドホス 0.22 ppm 検出)	成田空港		一部販売済み、残余廃棄	モニタリング検査	5月14日
生鮮ほうれんそう	第13条第3項		BUSAN AGRICULTURAL COOP. & FIRE DEPARTMENT	大韓民国	13条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留(エトフェンブロックス 0.03 ppm 検出)	関西空港		全量消費済み	モニタリング検査	6月26日

※令和8年度モニタリング検査違反件数は9月29日掲載分まで集計

アルカディア社に対する不正アクセスにより個人情報流出した可能性について

アルカディア社が提供する緊急参集安否確認サービス及び防犯情報伝達サービスは 22 府県警察において利用しているところ、同社に対する不正アクセスにより、現時点で、以下の情報が流出した可能性があると報告を受けております。

- 緊急参集安否確認サービス (22 府県警察のうち、20 府県警察において利用) 警察職員の氏名、メールアドレス、所属、警察本部の名称や代表電話番号等 約 12 万 5 千件
- 防犯情報伝達サービス (22 府県警察のうち、4 府県警察において利用) 一般の方のメールアドレス 約 1 万 6 千件 法人の電話番号等 約 2 千 6 百件

なお、情報流出の事実については調査中です。

(以上)